

## 袋井市月見の里学遊館ほか1施設に係る指定管理者の候補者の選定結果について

袋井市月見の里学遊館ほか1施設の指定管理者導入に当たって、次のとおり指定管理者の候補者を選定しました。

### 1 施設の概要

#### (1) 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
袋井市月見の里学遊館	袋井市上山梨32番地の1
袋井市月見の里公園	袋井市上山梨36番地の1

#### (2) 施設の設置目的

市民の学習機会の提供、文化の創造、健康づくりの推進並びにふれあいや憩いの場として、月見の里学遊館及び月見の里公園を設置する。

### 2 募集概要

(1) 募集の期間 平成20年8月1日(金)から平成20年9月10日(水)

#### (2) 応募者

応 募 者 名	所 在 地/代 表 者
袋井市文化協会グループ (構成団体) 袋井市文化協会、飛躍のまちづくり実行委員会、 東海ビル管理(株)(株)遠鉄自動車学校	袋井市高尾783番地の4 袋井市文化協会 会長 仲畑晃成

### 3 事業提案等の審査

#### (1) 審査の観点及び選定方法

袋井市指定管理者選定委員会において応募者から提出された書類やプレゼンテーション・ヒアリングを基に審査し、指定管理者の候補者の選定を行った。

審査は、応募者の提案内容を審査項目ごとに点数化し、合計点で一定の評点を得ることができたため、当該応募者を候補者として選定した。

#### 【審査項目】

主 な 審 査 項 目			配点
1	応募者に関する項目	・応募資格を満たしているか。 ・法人等の経営基盤が安定しているか。	20
2	施設運営に関する項目	・設置目的を理解し、公の施設を適切に担うことができるか。 ・効果的かつ効率的な管理を実施できるか。 ・管理運営に関し、安心安全対策が講じられているか。	80
3	サービス内容に関する項目	・利用者本位の柔軟なサービスが提供されているか。 ・具体的なサービスの向上策や対応策が提案されているか。	50
4	収支予算に関する項目	・従来との管理費と比較して効果的な額となっているか。 ・経費削減に向けた取組み、具体的な提案があるか。	30
計			180

#### (2) 選定委員会及びプレゼンテーションの開催日

平成20年10月21日(火)

(3) 選定結果及び選定理由（点数は、委員 9 名の合計点 1,620 点を満点とした評点の合計）

審査項目		応募者名	袋井市文化協会グループ
1	応募者に関する項目		131 点
2	施設運営に関する項目		528 点
3	サービス内容に関する項目		322 点
4	収支予算に関する項目		154 点
合 計			1,135 点

選定は、施設の設置目的や管理運営の基本方針など次の点を主なポイントとして審査した。

(1) 施設の利便性の向上や市民活動団体などの活動拠点として、「市民運営型」による運営が実行される仕組みを目指すものとなっているか。

(2) 文化、芸術、健康づくりなどの発信拠点として見合う事業計画となっているか。

(3) 公園の運営管理に当たって、地域との連携協力や利用増進が図られた計画となっているか。

(4) 水玉プールをはじめ、利用者が安全で安心して利用できる施設管理が計画されているか。

(5) サービス面での工夫や収益を上げるための工夫がなされているか。

当該グループ以外の団体から応募申請がなく、比較検討するには至らなかったが、専門性を有した民間事業者や団体が共同でスクラムを組んだ事業計画書が提出された。

審査の結果、次の点が高い評価を得たため候補者として選定した。

(1) 施設の管理運営に当たり、「市民参加・運営型」の充実発展を目指し、設置目的に合致した事業計画及び職員配置がされていること。

(2) 施設と公園との一体的な利用や北部地域を中心に、地域住民との一層の連携を深め、新しい文化交流・発信拠点としての利用価値を高めていく方針が示されていること。

(3) 市民スタッフやボランティアの育成、友の会（仮称「ルナ・フレンドリークラブ」）の設立など市民活動グループの支援や地域の人材活用、利用者増のための工夫がなされていること。

(4) 水玉プールでは、利用時間の延長や夏休み期間中の開館日を増やす計画など、市民サービス向上のための具体策が提案され、利用者の増加に向け積極的であること。

また、人的な措置を含め、安全で安心して利用できる対策に配慮がなされていること。

(5) 施設管理において、衛生管理をはじめ、防犯や防災など緊急災害時における危機管理対応がなされていること。

(6) 各団体が協力し合い、利用者の増加などにより収益を確保し、財務の健全性の確保と施設運営の効率性に努めていること。

4 指定期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで（3 年間）

5 今後の予定

指定管理者の候補者は、市議会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

指定管理者の指定は、本年 12 月市議会の議決後に行います。